

## 感染症登園停止基準

園児が下記の感染にかかった場合は他の園児への感染防止のため、学校保健安全法の規定により登園停止となります。第1種・第2種の病気が治って登園する場合は当園許可書を医師に記入してもらい（インフルエンザは別様式に保護者が記入）、登園の際に園に提出してください。第3種感染症に、登園許可書は必要ありませんが、必ず医師の診察を受けてから登園してください。

	病名	出席停止期間など
第一種	ベスト、ジフテリア、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症など	治癒するまで
	インフルエンザ（第一種に属するものを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
第二種	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（ムンプス、おたふくかぜ）	耳下腺、顎下線、舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状（発熱、咽頭発赤、眼の充血）が消退した後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれなくなると認められるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス	医師により感染のおそれなくなると認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111）	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されるまで
	流行性角結膜炎（はやり目）	眼症状改善し、医師により感染のおそれがないと認められるまで
	急性出血性結膜炎	
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後から24～48時間を経るまで
	A型肝炎	肝機能が正常化するまで
	手足口病、ヘルパンギーナ	発熱がなく（解熱後1日以上経過し）、普段の食事ができるようになるまで
	伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態がよくなるまで
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まるまで
	感染性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事ができるようになるまで
	RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良くなるまで
	带状疱疹	すべての発疹が痂皮化するまで
	突発性発疹	発熱がなく（解熱後1日以上経過し）、全身状態が良くなるまで
	☆アタマジラミ	（注意事項）くしやブラシの共有は避ける
☆伝染性軟属腫（ミズイボ）	（注意事項）直接接触や浮き輪・タオル等の共有は避ける	
☆伝染性膿痂疹（とびひ）	（注意事項）治癒するまで共同のプールや入浴は禁止	

☆印・・・出席停止はなし